

議案第13号

令和5年度基山町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度基山町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,448千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,526,056千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月4日提出

基山町長 松田 一也

令和6年3月14日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
14 国庫支出金		1,815,225	△12,307	1,802,918
	1 国庫負担金	985,659	2,896	988,555
	2 国庫補助金	824,841	△15,203	809,638
15 県支出金		761,293	△2,987	758,306
	1 県負担金	447,490	766	448,256
	2 県補助金	274,218	△3,790	270,428
	3 委託金	39,585	37	39,622
17 寄附金		905,722	379	906,101
	1 寄附金	905,722	379	906,101
18 繰入金		708,506	△77,723	630,783
	1 基金繰入金	706,135	△77,790	628,345
	2 特別会計繰入金	2,371	67	2,438
20 諸収入		202,872	4,690	207,562
	4 受託事業収入	50,075	△81	49,994
	5 雑入	117,521	4,771	122,292
21 町債		244,786	△14,500	230,286
	1 町債	244,786	△14,500	230,286
歳 入 合 計		9,628,504	△102,448	9,526,056

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		103,048	△1,940	101,108
	1 議会費	103,048	△1,940	101,108
2 総務費		2,204,394	△20,176	2,184,218
	1 総務管理費	1,997,840	△21,310	1,976,530
	2 徴税費	106,889	62	106,951
	3 戸籍住民基本台帳費	75,220	1,184	76,404
	5 統計調査費	928	0	928
	6 監査委員費	945	△112	833
3 民生費		3,605,822	△16,187	3,589,635
	1 社会福祉費	2,200,750	△10,686	2,190,064
	2 児童福祉費	1,404,770	△5,501	1,399,269
4 衛生費		777,732	△44,227	733,505
	1 保健衛生費	384,678	△10,336	374,342
	2 清掃費	392,199	△33,933	358,266
	3 上水道費	855	42	897
6 農林水産業費		137,230	△3,321	133,909
	1 農業費	121,674	△2,636	119,038
	2 林業費	15,556	△685	14,871
7 商工費		274,720	△10,348	264,372
	1 商工費	274,720	△10,348	264,372
8 土木費		511,531	1,556	513,087
	1 土木管理費	33,453	△205	33,248
	2 道路橋梁費	198,689	161	198,850
	3 都市計画費	58,153	1,625	59,778
	4 下水道費	153,176	△25	153,151
9 消防費		285,825	136	285,961

(単位: 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 教育費	1 消防費	285,825	136	285,961
		819,971	△26,310	793,661
	1 教育総務費	109,526	△412	109,114
	2 小学校費	203,644	△4,926	198,718
	3 中学校費	90,198	△15,492	74,706
	4 社会教育費	235,770	△4,840	230,930
	5 保健体育費	180,583	△591	179,992
11 災害復旧費	6 幼稚園費	250	△49	201
		207,454	18,683	226,137
	1 農林水産施設災害復旧費	128,189	5,674	133,863
13 諸支出金	2 公共土木施設災害復旧費	41,799	13,009	54,808
		73,627	4	73,631
14 予備費	2 諸費	73,570	4	73,574
		15,601	△318	15,283
	1 予備費	15,601	△318	15,283
歳 出 合 計		9,628,504	△102,448	9,526,056

## 第 2 表

## 繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金	2,072
2 総 務 費	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	基幹系情報システム改修事業	12,595
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	定額減税補足給付金事業	77,761
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業	70,236
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	低所得者支援及び定額減税補足給付金地方創生臨時交付金事業	66,570
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	24,575
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	43,558
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	防災重点農業用ため池調査計画業務	23,000
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	社会資本整備総合交付金事業（道路） （桜町・伊勢山線道路舗装補修工事）	7,668

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	18,276
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	林道施設災害復旧事業	72,596
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	30,519
11 災害復旧費	4 文教施設災害 復旧費	社会教育施設災害復旧事業	36,893

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
地域鉄道対策事業	1,000	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
26 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	3,000	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	6,300	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公共土木施設等災害復旧事業(補助)	7,300	同上	同上	同上	7,100	同上	同上	同上
農林施設災害復旧事業(補助)	16,900	同上	同上	同上	14,800	同上	同上	同上
公共土木施設等災害復旧事業(単独)	9,000	同上	同上	同上	4,100	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農林施設災害復旧事業(単独)	10,400	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	4,800	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公共施設等適正管理推進事業	61,000	同上	同上	同上	55,100	同上	同上	同上
農村地域防災減災事業	500	同上	同上	同上	400	同上	同上	同上